

働きやすい職場環境づくりを目指す事業主を応援！

～育児休業制度推進事業助成金～

日田市では、労働者の働きやすい職場環境づくりとワークライフバランス（仕事と生活の調和）を推進することを目的として、就業規則作成にかかる経費の一部を助成します。

【助成対象となる経費】

就業規則（育児介護休業関係制度を含む）を新たに作成するに当たり国家資格を持つ社会保険労務士へ支払った作成委託費用。

【助成対象者】 次のすべての要件に該当する人

- ・ 市内に本社もしくは主たる事業所を有する事業主。
- ・ 従業員が9人以下の事業所を有する事業主。
※事業所の規模（人数は）企業全体の規模ではなく、支所、営業所等の個々の規模をいいます。
- ・ 社会保険労務士へ就業規則の作成を依頼し、就業規則が労働基準監督署に受理されていること。

【助成金額】

作成委託料 ※事業主あたり 100,000 円を上限とし、一回限りです。
※市内にいくつかの事業所をお持ちの事業主については、9人以下の事業所の対象経費を合算できます。

【申請方法】

就業規則が労働基準監督署に受理されてから3ヶ月以内に必要書類を提出してください。

※詳細は市のホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

申請・問い合わせ先 日田市商工労政課 企業立地・雇用労働係

TEL0973-22-8239